

令和7年度

農地農業用施設災害復旧事業

72／210 東城田辺農地

災害復旧工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市 東城町 小奴可

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、7 2 / 2 1 0 東城田辺農地 災害復旧工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-1-27, 1-1-2-20 週休二日の対応
 - ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

- 1 現場代理人（請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書 第1章 総則 第5節「現場代理人の兼務」1に掲げる条件（（3）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。
- 2 請負代金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も評定の対象としない。
- 3 請負代金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第 5 節

現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。
ただし、令和7年4月3日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあつては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。
 - （1） 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - （3） 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - （4） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - （1） 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - （3） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - （1） 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - （2） 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - （3） その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 6 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
 - （1） 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - （2） 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者

を専任配置する。

- (3) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満）は、この工事を含めて3件までとする。
- (4) 請負代金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。
 - 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。
 - (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。
 - (2) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在3件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。
 - 〔1〕 500万円以上 4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 9,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者
 - 〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 7 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 8 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月 広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 9 節 遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法

- 1 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。
 - 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）
 - 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。
- 3 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準書等に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。
 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 7 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 8 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。
 - (1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合： 6. 07 %
 - (2) 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合： 1. 38 %

第 10 節

建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

 - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 施工条件

第 1 節 工事用道路

1 仮設道路

安全施設	出入口に柵を設置すること。
工事後の処置	原形復旧
維持管理内容	粉じん防止の散水（随時）、路面補修のための補修材を必要とする場合は別途協議すること。

第 2 節 盛 土

1 流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、 7 2 m³（地山土量）については当該工事に流用するものと見込んでいる。

第 3 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所	㈱宮田木材 光森処分場	庄原市東城町加谷字大鉄穴5081-2
------	-------------	--------------------

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和 7 年度

72/210 東城田辺農地 災害復旧工事

庄原市 東城町 小奴可

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積 算 情 報

工事名	72/210 東城田辺農地 災害復旧工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	農林 令和06年度
工種区分	ほ場整備工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 6月 1日付 農林	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 6年度 農林	歩掛適用年月日	令和 6年 8月 農林

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 中山間地域 現場管理費 …………… 中山間地域
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	設定区分無し
緊急工事補正	設定区分無し
前払支出割合区分	0 % ~ 5 % 以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ほ場整備工事02	1	式				
土工	1	式				処：
掘削 小規模 土砂 標準	66	m3			P 1 号	
床掘り 土砂 小規模	10	m3			P 2 号	
機械併用埋戻(小規模土工) 振動コンパクタ() 砂質土	2	m3			単 3 号	
機械併用盛土(小規模土工) 振動コンパクタ() 砂質土	57	m3			単 4 号	
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) 土砂 4.5km以下 DID区間無 処分損耗費(良好)含む	4	m3			P 5 号	
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (株)宮田木材光森処分場 受入地 庄原市東城町	4	m3				処：
法面工	1	式				
法面整形 盛土部 土質土、砂及び砂質土、粘性土 法面締固め無し 現場制約無し	54	m2			P 6 号	
植生シート工(標準品) 施工規模250m2未満 時間制約無	62	m2			施 7 号	
畦畔復旧	16	m			施 8 号	

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土留工	1	式				
ふとんかご 設置 階段式 50cm × 120cm	32	m			P 9 号	
止杭打込	16	本			P 10 号	
仮設工	1	式				
敷鉄板設置	144	m2			施 11 号	
敷鉄板撤去	144	m2			施 12 号	
敷鉄板賃料 22 × 1524 × 3048(mm) 供用日数19日	32	枚			施 13 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
仮設材の運搬 10kmまで 往復計上	25.66	t			施 18 号	

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				中山間地域
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				中山間地域
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				金銭的保証を必要としない
消費税等相当額	1	式				
合計						

令和7年度

農地農業用施設災害復旧事業

72／210 東城田辺農地

災害復旧工事 参 考 資 料

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市 東城町 小奴可

【 第 1 号 施工パッケージ 】 掘削 小規模 土砂 標準								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			27.26						
バックホウ(クロー型)[標準型・排対型:2次基準] 標準バックホウ 山積0.28m3[平積0.2m3]			27.26						
【労務】			61.70						
運転手(特殊)			61.70						
【材料】			11.04						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.04						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 5 施工方法 上記以外(小規模)						
[J6] = 7 施工数量 標準									

【 第 2 号 施工パッケージ 】 床掘り 土砂 小規模								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			19.87						
バックホ(ｸﾛｰ型)[後方超小旋回型・排対:2次] 標準バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3]			19.87						
【労務】			72.99						
運転手（特殊）			39.96						
普通作業員			33.03						
【材料】			7.14						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.14						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 5	施工方法 上記以外(小規模)					

【 第 3 号 単価表 】						
機械併用埋戻(小規模土工) 振動コパ゜ク()						1 m3 当り
(砂質土 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	1.1	m3			P 14 号	
埋戻 人力まき出し 砂・砂質土 振動コパ゜ク(区分)	1	m3			施 15 号	
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 4 号 単価表 】						
機械併用盛土(小規模土工) 振動コパ゜ク()						1 m3 当り
(砂質土 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	1.1	m3			P 16 号	
盛土 人力まき出し 砂・砂質土 振動コパ゜ク(区分)	1	m3			施 17 号	
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 5 号 施工パッケージ 】 土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) 土砂 (4.5km以下 DID区間無 ,タイヤ損耗費(良好)含む)								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			18.57						
ダンプトラック[オート・ディーゼル] 2t積級			18.57						
【労務】			72.35						
運転手（一般）			72.35						
【材料】			9.08						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			9.08						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 2 土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む) [JF] = 7 運搬距離 4.5km以下			[J2] = 6 積込機種・規格 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) [J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無						

【 第 6 号 施工パッケージ 】								1	m2 当り
法面整形 盛土部 土質土、砂及び砂質土、粘性土 (法面締固め無し , 現場制約無し)									
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			12.42						
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1～3,2011,2014			12.42						
【労務】			75.20						
普通作業員			33.11						
運転手(特殊)			28.76						
土木一般世話役			13.33						
【材料】			12.38						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			12.38						
【端数調整】									
[条件]									
[J1] = 1 整形箇所 盛土部			[J2] = 2 法面締固めの有無 法面締固め無し						
[J3] = 2 現場制約の有無 現場制約無し			[J4] = 2 土質 土質土、砂及び砂質土、粘性土						

【 第 7 号 施工単価表 】						
植生シート工(標準品) 施工規模250m2未満 (時間制約無 ,)						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面工 植生工(人力施工) 植生シート工 肥料袋無(標準品) 【材工共】	1	m2				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2 工種 植生シート工(標準品) [C] = 1 時間制約 時間制約無		[B] = 4	施工規模 施工規模250m2未満			

【 第 8 号 施工単価表 】						
畦畔復旧						
10 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
バックホウ運転(賃料) 加-ラ型 山積0.45m3(平積0.35) 排対型:1次基準		日				
普通作業員		人				
諸 雑 費 (丸め)						
計	1	式				
単位当たり						
[条件] [Xc] = 2 バックホウ規格区分 排対型:1次基準						

【 第 9 号 施工パッケージ 】 ふとんかご 設置 階段式 50cm×120cm 1 m 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			5.94				
バックホ(ｸﾚｰ型)[標準型・排対型:3次基準] 標準バックホ 山積0.8m3[平積0.6m3]			5.94				
【労務】			32.44				
普通作業員			18.05				
特殊作業員			5.37				
運転手(特殊)			5.02				
土木一般世話役			4.00				
【材料】			61.62				
角形じゃかごパネルタイプ GS-3,線径4.0(#8) 網目13cm,高50cm,幅120cm			30.01				
割ぐり石 200～150mm			23.50				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			2.27				
その他(材料)							

令和 6 年災害 72/210 東城田辺農地 災害復旧工事

【 第 9 号 施工パッケージ 】 (続 き)

ふとんかご 設置 階段式 50cm×120cm

1 m 当り

[illegible]

【 第 10 号 施工パッケージ 】								1	本 当り
止杭打込									
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【労務】			71.56						
普通作業員			71.56						
【材料】			28.44						
<杭丸太>松・カラ松 長さ1.5m×末口9cm,皮付 1・2等込			28.44						
【端数調整】									

【 第 11 号 施工単価表 】 敷鉄板設置						
1,000 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
バックホウ(クレーン機能付)運転(賃料) ｸｰﾗｰ型 山積0.8m3(平積0.6) 排対型:2次基準		日				
諸 雑 費 (丸 め)		式				
計	1					
単位当たり						
[条件] [Xc] = 3 バックホウ規格区分 排対型:2次基準						

【 第 12 号 施工単価表 】 敷鉄板撤去 1,000 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
バックホウ(クレーン機能付)運転(賃料) ｸｰﾗ型 山積0.8m3(平積0.6) 排対型:2次基準		日				
諸 雑 費 (丸 め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 3 バック杓規格区分 排対型:2次基準						

【 第 13 号 施工単価表 】 敷鉄板賃料 22 × 1524 × 3048(mm) (,供用日数19日) 1 枚 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
(賃料)銅板 22 × 1524 × 3048, 802kg/ 枚 90日以内	1	枚				
(賃料)銅板 22 × 1524 × 3048, 802kg/ 枚 整備費	1	枚				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2 敷鉄板の種類 22 × 1524 × 3048(mm)		[B] =	19.000 日	供用日数		
[C] = 1 整備費の有無 有		[D] =	0.000 t	不足分弁償金数量		

【 第 14 号 施工パッケージ 】 積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外) 1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			20.80				
小型バ ックホ(ｸｰﾗ)〔標準・排対:2次〕 標準バ ッケット 山積0.13m3〔平積0.10m3〕			20.80				
【労務】			71.28				
運転手（特殊）			71.28				
【材料】			7.92				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.92				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 5 作業内容 小規模(標準以外)				

【 第 15 号 施工単価表 】						
埋戻 人力まき出し						
(砂・砂質土 ,振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(区分))						
10 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 (率 + 丸め)						
締固め労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 作業・施工区分 埋戻 人力まき出し		[B] = 1	土質区分 砂・砂質土			
[C] = 5 締固め区分 振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(区分)						

【 第 16 号 施工パッケージ 】 積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準) 1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			27.26				
バックホ(クロー型)[標準型・排対型:2次基準] 標準バックホ 山積0.28m3[平積0.2m3]			27.26				
【労務】			61.70				
運転手(特殊)			61.70				
【材料】			11.04				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.04				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 4 作業内容 小規模(標準)				

【 第 17 号 施工単価表 】						
盛土 人力まき出し						
(砂・砂質土 ,振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(区分))						
10 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 (率 + 丸め)						
締固め労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 作業・施工区分 盛土 人力まき出し		[B] = 1	土質区分 砂・砂質土			
[C] = 5 締固め区分 振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(区分)						

【 第 18 号 施工単価表 】						
仮設材の運搬 10kmまで 往復計上						1 t 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設材輸送運賃料金 10kmまで 製品長12m以内	2	t				
積卸し費(敷鉄板) 積込又は取卸	2	t				
諸 雑 費 (丸 め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[C] = 1 運搬距離 10kmまで		[D] = 1 製品長 12m以内				
[E] = 1 運搬費の計上区分 往復計上		[F] = 3 仮設材(敷鉄板除く)の積卸し区分 計上しない				
[F1] = 1 敷鉄板の積卸し区分 基地仮置場積込+取卸		[G] = 0.000 冬期割増率				
[H] = 0.000 深夜早朝割増率						

令和 6 年度

農地災害復旧工事

72／210

庄原市東城町小奴可 東城田辺農地(田)

数量計算書

数量一覽表

72/210 東城田辺農地 (田)

[illegible]

土 量 配 分 表



72／210 東城田辺農地(田)

計第 1 表														備 考												
土 工		数 量 計 算 書																								
種別 番号	距 離	掘			削			床			堀				埋			戻			盛			土		
		A	平均	m3	A	平均	m3	A	平均	m3	A	平均	m3		A	平均	m3	A	平均	m3	A	平均	m3			
NO.0		3.4			0.6			0.1			2.3															
+5.0	5.0	4.0	3.70	18.5	0.6	0.60	3.0	0.1	0.10	0.5	4.2	3.25	16.3													
+16.0	11.0	4.7	4.35	47.9	0.6	0.60	6.6	0.1	0.10	1.1	3.1	3.65	40.2													
合 計	16.0			66.4			9.6			1.6			56.5													

72／210 東城田辺農地(田)

計第 2 表														備考
法面工		数量計算書												
種別 番号	距離	法面整正			張芝工			畦畔築立						
		L	平均	m2	L	平均	m2			m				
NO.0		3.9			4.4									
+5.0	5.0	3.6	3.75	18.8	4.1	4.25	21.3			5.0				
+16.0	11.0	2.8	3.20	35.2	3.3	3.70	40.7			11.0				
合計	16.0			54.0			62.0			16.0				

72／210 東城田辺農地(田)

計第 3 表														備 考
土 留 工		数 量 計 算 書												
種別 番号	距 離	フ ト ン 筈			止 杭									
		L	段数	m			本							
NO.0														
+5.0	5.0	5.0	2	10.0			5.0							
+16.0	11.0	11.0	2	22.0			11.0							
合 計	16.0			32.0			16.0							